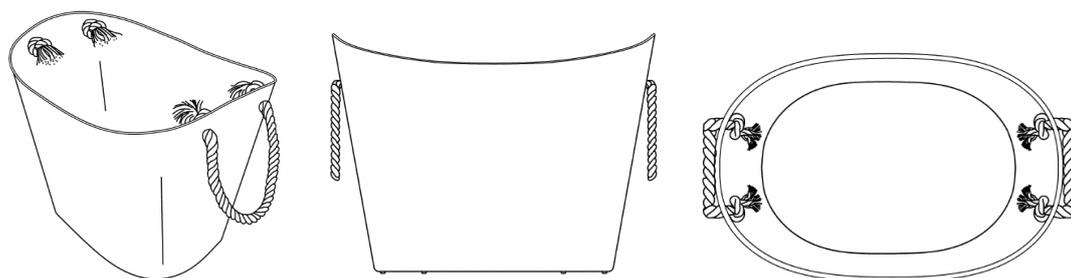


(意匠判決一覧)

令和5年(2023年1月～2023年12月) (下線筆者記入)

1. 知財高判令和5年5月31日〔収納容器〕令和5(行ケ)10001 審決取消請求事件、請求棄却、意匠法3条1項3号、3条2項、(審判無効2022-880005不成立)

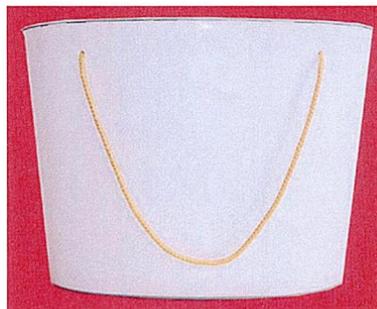
【本件意匠：意匠登録第1472070号「収納容器」】



【甲1意匠：中国意匠CN300935313D】



打开状态立体图



主视图

【概要】

本件は、原告が、本件意匠は甲1意匠(中国意匠公報)と類似し意匠法3条1項3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり(無効理由1)、また、本件意匠は甲各意匠(甲1、6ないし11、15、17、18、20、21意匠)に基づいて容易に創作をすることができたものであるから、意匠法3条2項の規定により意匠登録を受けることができないものであり(無効理由2)、無効とすべきであるとして審判を請求したが、特許庁は、本件意匠は、甲1意匠に類似するものとはいえず、また、当業者が、本件意匠の意匠登録出願前に公知であった甲1意匠及び甲各意匠に基づいて容易に創作をすることができたものとは認められないとして、請求は成り立たないとしたところ、これを不服とする原告が審決取消を請求したものである。原告主張の取消

事由は、（１）本件意匠の認定の誤り、（２）甲２０意匠の認定の誤り、（３）本件意匠の創作非容易性についての判断の誤りである。

審判において、原告は、本件意匠について本体部開口端部の外周形状は平面視「略楕円形状」等とやや概括的に認定し、本件意匠の各部の形状等は、甲各意匠によって「周知ないし少なくとも公然知られた形状」であると主張した。しかし、審決は、本件意匠について、①「本体部開口端部と底面の外周形状は、共に平面視略横長トラック形状」で、②本体の「上端は倒弓状で、中央部は略平坦状、左右両端が先尖り状」と具体的に認定し、③把手部の配置も数値で具体的に認定する。したがって、引用意匠（甲１意匠）とはあきらかな相違点があり、両意匠は類似しないと判断した。また、本件意匠の創作非容易性については、①「本体部開口端部と底面の外周形状は、共に平面視略横長トラック形状」、②把手部の配置は、「甲意匠には見られない」とし、「そうすると、開口端部と底面の外周形状が共に略横長トラック形状であるという特徴を持つ本体部の長手方向の両側面上部に、略U字状の紐状の把手部を、上から約1：2：2に内分した中央の位置であり、かつ左から約4：5：4に内分した中央の位置を占めるように配置することについて、…甲意匠に基づいて当業者が容易に創作をすることができたということとはできない。」とし、さらに、③「上端形状は、本件登録意匠に独特なものであって、…甲意匠には見られず、同甲意匠に基づいて容易に創作ができたものともいい難い。」とし、本件意匠の創作非容易性を肯定する判断をした。

以上のように、本件審判において、原告は、本件意匠について概括的な認定をして、その創作容易性を主張したが、審決は、本件意匠について美感を起こさせる具体的な構成態様を認定し、創作非容易性判断の基礎となる具体的態様や構成要素について公知意匠には見当たらないことから、本件意匠の創作非容易性を肯定したと思われる。

本判決も、審決の創作非容易性判断を肯定し、審決を維持した。本判決の結論（コ）はやや曖昧であるが、「本件意匠の本体部の上端の形状、本体部開口端部及び本体部底面の形状並びに把手部の形状は、甲１意匠（等）に示された意匠とは異なるもの」であり、これら（各部形状）が「全体の形状とまとまり感のある一体の美観を形成している点に、着想の新しさないし独創性」があるとし、本件意匠全体の創作非容易性を肯定したと解される。すなわち、本件意匠は、公知意匠とは異なる各部形状が、「全体の形状とまとまり感のある一体の美観を形成している」のであり、本件意匠の創作は「ありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又は単なる寄せ集めではない」と述べる。本判決は、審決と同様に、本件意匠の構成要素や具体的態様（及び、軽微な改変にすぎないもの）が公知とえいず、創作非容易性判断の基礎とすべき「公知

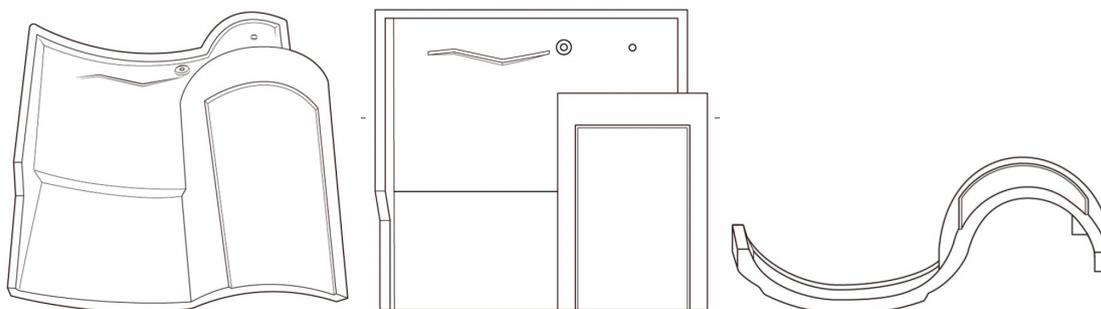
となった構成要素や具体的態様」が存在しないことから、創作非容易性を肯定したものと理解される。

本件意匠は、意匠全体としては類似する先行意匠が存在せず（甲1意匠と類似せず）、新規な美感を起こさせるものである。したがって、本件意匠は原則として「着想の新しさや独創性」が認められるが、本件意匠が「公知形状を基礎とし、ありふれた手法により創作されたにすぎないもの」であれば創作非容易性が否定される。だが、そのありふれた手法による創作の際に、基礎となる「公知となった構成要素や具体的態様」は、「ほとんどそのままあらわされている」必要があり、「構成要素や具体的態様」について「公知」の証拠がなければ、創作非容易性が肯定される。本件審決・判決は、「公知」の証拠がないことから創作非容易性が肯定された事例である。

本判決は、本件意匠の本体部の上端の先尖り状になっている形状について、「原告の提出する…意匠には認められない」とした上で、「この上端の形状は、収納容器としての外観を特徴付ける部分の形態であり、最も需要者の注意を強く惹く部分である」と付け加えている。また総括的に、本件意匠の各部形状について、「公知の意匠にはみられない独自のものであり、本件意匠に独特の美観をもたらすもの」と述べる。本件意匠の「構成要素や具体的態様」が、「ほとんどそのまま公知である」場合に、その公知形状等が創作非容易性判断の基礎となるのであるが、本判決を踏まえると、その「ほとんどそのまま（軽微な改変）」すなわち「実質的に同一の形状等」か否かの判断基準は、構成要素や具体的態様が起こさせる「美感の同一性」であると解される。また、その美感の同一性判断の主体的基準は「需要者」であり（意24条2項）、創作非容易性判断の主体的基準は「当業者」だけではなく「需要者」も複合的に包含するものといえよう（詳しくは、梅澤修「意匠法の問題圏(30)」DESIGNPROTECT 2022 No. 136、19頁参照。）。

2. 知財高判令和5年6月12日〔瓦I〕令和5（行ケ）10008 審決取消請求事件、請求認容（審決取消）、意匠法3条1項3号、意匠法15条1項準用特許法38条、（無効2021-880006不成立）

【意匠登録第1663938号「瓦」】



【引用意匠】



【概要】

（1）経緯等

本件は、特許庁が、無効審判の請求を不成立としたところ、原告がこの審決の取り消しを求めたものである。審決は、無効理由1（意匠法3条1項3号（新規性）違反）について、本件模様瓦の意匠（引用意匠）は、本件パンフレット及び本件写真を平成29年2月16日に原告事務所に交付したことにより、本件意匠出願前に公然知られた意匠となったが、本件パンフレット及び本件写真から認められる本件模様瓦の意匠に関しては、その背面、右側面及び底面の形状は不明であり、瓦を観察する需要者（屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主）は、左側面形状、右側面形状及び底面形状に注意を払うというべきであるから、それら形状が不明な本件模様瓦と本件意匠との相違が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きく、背面の形態についても不明であることの類否判断に及ぼす影響も小さくはないから、これら相違点が類否判断に及ぼす影響が大きいことを考慮すると、本件意匠は、本件パンフレット及び本件写真から認められる本件模様瓦の意匠に類似せず、意匠法3条1項3号に掲げる意匠

には該当しないので、同項柱書の規定により本件意匠について意匠登録を受けることができないとはいえないとし、また、無効理由2（意匠法15条1項において準用する特許法第38条（共同出願）違反）につき、乙が本件意匠の創作をしたということはできず、乙又は原告事務所は本件意匠の意匠登録を受ける権利を有する者ではなく、本件意匠の登録が意匠法15条1項において準用する特許法38条の規定（共同出願）に違反してなされたものであるとはいえないと判断した。裁判所は、無効理由1（意匠法3条1項3号（新規性）違反）について、本件意匠は本件模様瓦の意匠に類似するとし、審決が取り消された事案である。

（2）両意匠の類否

本判決は、取消事由1（本件意匠と本件模様瓦の意匠との類否判断の誤り）について、まず、類否判断基準として、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行われるところ（意匠法24条2項参照）、本件意匠に係る物品である瓦は、これを施工する建築業者等もその需要者ではあるものの、これを注文し、その所有者等となる屋根工事の施主も重要な需要者であり、建築業者等であっても、最終的には施工後に施主から見た美観の観点を重視するというべきであるから、本件意匠に係る類否判断における需要者の視覚を通じて起こさせる美観の観点については、施工する建築業者のみならず、施工後に施主が重視する美観の観点からも行うべきである」と述べる。

そして、「男瓦の両側部と上部に、コ字状のラインを270度回転して下方開口とした縦長の模様」が「男瓦の全面にわたる模様であり、施工後は特に施主を中心とした需要者にとり最も目に付くものであり、下方開口構成に係るこうした瓦は知られていない」ものであると認定する。これに対して、瓦上部の相違点及び裏面の相違点は、「いずれも、施工後には完全に見えなくなる部分であることに加え、瓦全体に比して小さいか、美観に影響を与えるものとは認め難い部分であり、需要者が特に注目する部分とはいえない」ものであり、また、「コ字状のラインの模様の部分が男瓦表面の他の部分から僅かに段差状に隆起している（本件意匠）との部分については、瓦全体からみると隆起による差異はごくわずかであり、特に瓦屋根の施工後においては、その隆起の程度も屋根全体からみて相対的に小さいことから、コ字状のラインの模様には需要者の注意がいくものの、その隆起の程度にまでは注意がいくものとは認め難い」とし、「本件意匠と本件模様瓦の意匠は類似する」と判断する。なお、判決は明記していないが、コ字状のラインの模様以外の形状等は公知であったこと（審決の甲第27号証意匠公報（意匠登録第1192335号））及び本件意匠（特許出願の変更）の原特許出願の図面には背面図がないことから、類似

するとの判断は妥当と思われる（山田威一郎〔判批〕知財ぷりずむ No. 253(2023年10月)9頁以下参照）。

（３）類否判断の主体的基準

判決は、「施工する建築業者のみならず、施工後に施主が重視する美観の観点からも行うべき」と述べ、意匠の美感について複数主体の観点から評価している。意匠の類否判断の基準となるのは需要者に起こさせる美感であるが、この美感の主体（需要者）については、単一の主体とせず複数主体を需要者に含めて認定する裁判例が、2000年以降増えている（梅澤修「意匠法の問題圏 26」DESIGNPROTECT 2021 No. 130、27頁参照）。例えば、東京高判平成10・3・31〔建築用板材〕平成9（行ケ）138（染野判例6105の79頁）は、「本件意匠の看者の範囲としては、意匠に係る物品の性質上、この種物品の取引に関与する業者（流通業者、物品を用いての建築に従事する建築請負業者等）のほか、建物の建築工事の注文主等の需要者も、それに含まれる」と述べる。知財高判平成18・1・18〔建築用壁板材〕平成17（行ケ）10643は、「需要者を施工業者や設計業者のみに限定し、建築物の購入者ないし注文者を全く無視することは相当でない」と述べる。知財高判平成28・11・30〔吸入器〕平成28（行ケ）10121は、需要者は、「薬剤を吸引する必要のある患者及び医療関係者」と述べる。意匠の美感は、需要者の購入時だけでなく、使用時及び作業時等において、それぞれの主体に対し多様な美感があり、それらの美感を総合したものが意匠の全体的な美感であるから、複数主体の観点から類否判断することは妥当と思われる。

（４）施工後に見えなくなる形状等について

施工後に見えなくなる形状等については、東京高判昭和62・2・24〔墓前花立筒〕昭和60（行ケ）138（取消集昭和62年1219頁）は、「墓石業者は墓前花立筒の台座の墓台石に対する定着手段がどのように講じられているかという点についても関心を持って望む」と述べるように、取付後に視認されない取付構造等が意匠の要部とされる場合もあるが、通常は、施主（使用者）の視点が重視され、施工後に使用者が視認できる形状等が要部と認定されることが多い。例えば、東京地判平成27・11・26〔道路橋道路幅員拡張用張出し材 1 審〕平成26（ワ）1459は、「橋の施工後の使用態様に鑑みれば、橋の利用者等による視線にさらされやすいのは前面側の舗装層によって隠れない部分である」形状等を重視して類否判断をしている。本件意匠はコ字状のラインの模様が施工後も視認される部分であり、また、「下方開口構成に係るこうした瓦は知られていない」として、公知意匠にはない新規な創作部分であったことを考慮し、コ字状のラインの模様の共通性を重視して類否判断したと推認され、妥当な判断と思われる。なお、厳密に言えば、コ字状のラインの模様は、引用意匠（カタログ

グ記載の意匠) 以前には知られていないもので、引用意匠において需要者の注意を引く部分(要部)が認定されているのである。本件登録意匠については、その出願前に引用意匠(公知意匠)が存在し、コ字状のラインの様子は、すでに公知のものであり、直ちに要部であるとはいえない。

(5) 本件模様瓦意匠の公知性について

本件模様瓦が記載された本件パンフレット及び本件写真は、平成29年2月16日に原告事務所に送付され、従業員らに対して知られるところとなり、公然知られたものである。

これに対して、被告は、新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書において、石垣市で行われたプレゼンテーションでの公開行為を証明していたが、「本件パンフレット及び本件写真の送付は本件説明会の前に行われたものであるから、本件説明会と実質的に同一の行為とみることができるような密接に関連するものであるということはできず、…本件パンフレットは単なる意匠公開者への情報提供行為とは異なるもので…本件意匠に関しては、被告らはこれを秘密とする意思ないし公開による新規性喪失の例外規定の適用を受ける意思はなかったとみられる」と認定された。

また、「開発中の試作品であったからといって、当然に秘密保持義務が認められるものではないし、…本件パンフレットを受領した者において、それが内部的なもので秘密保持義務を有することを、明示的な説明なく認識することは困難」であり、原告事務所に秘密保持義務は認められないとされた。

令和5年意匠法改正によって、新規性喪失の例外の適用を受けるための手続要件が緩和され、最初の公開事実のみを証明すれば、その後の自己の同一及び類似する意匠の公開についても例外適用を受けることができるようになった

(意4条3項ただし書き)。しかし、本件のように、証明した公開事実よりも前の自己の公開事実について証明を失念した場合にも、例外適用を受けることは依然として難しいかもしれない。公開事実の追加を認める等、何らかの救済措置があっても良いと思われる(梅澤修「意匠法の問題圏33」DESIGNPROTECT 2023 No. 140参照)。

(6) 取消事由2(共同出願違反の認定判断の誤り)について

本判決は、「意匠の創作者であるといえるためには、当該意匠における美観の創作行為に現実に加担したこと、すなわち、美観の創作行為、とりわけ従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要である。」との一般論を述べる。

また、本判決は、本件意匠につき創作性は、「疑似漆喰模様を下方開口構成とし、これに厚みを持たせたこと」にあるとし、「疑似漆喰模様に5mm程度の厚みを持たせることについては、瓦業者である被告小林瓦において、美観の

観点からそれまでは想定もしていなかったものであり、乙から厚みを5mm程度とするようその具体的な指示を受けたことは認められるものの、その指示に基づいて試作品Cを試作したのは被告小林瓦であり、乙は単に厚みを持たせるアイデアを示したにすぎない。」とし、「乙が本件意匠の共同創作者の一人であるものとは認め難い」と述べる。

下方開口構成が具体的に決まっていれば、「厚みを持たせたこと」について「指示」するだけで具体的な形状等が決定されると推認され、厚みを持たせるアイデアを示すだけでも当該意匠の創作に現実に関与したという可能性がある（山田威一郎〔判批〕13頁は、「本件模様瓦の形態をベースに5mmという厚みの指定をすれば、必然的に、本件意匠の形態が作出されるとも考えられるため、原告事務所の代表者が単にアイデアを提示しただけと評価してよいかどうかは悩ましい」と指摘する。）。しかし、「下方開口構成」については関与がなく、また、下方開口構成の具体的な形状及び厚みの具体的な形状を決定する創作行為には現実的に関与していない（本件意匠の厚み形状は具体的には斜面であり、厚みは5mmに満たない。）。「従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成」に現実的に関与した者が創作者であるとの基準から見ると、「特徴部分」全体（疑似漆喰模様を下方開口構成とし、これに厚みを持たせたこと）の「完成」には関与していないと評価される。また、そもそも原告事務所は、被告小林瓦に本件意匠の創作を依頼しており、その創作過程に参画していない者であり、共同創作者ではあり得ないのではなかろうか。創作過程（試作品Cを試作するという過程）に参画していないことも、共同創作者とは認められない理由と思われる。

なお、取消事由1が認められ、本件意匠は、公知意匠に類似し新規性がないものとされている。そうすると、本件意匠は、意匠登録を受ける権利がそもそも存在せず、「従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分」もないものである。本件意匠は創作者を検討する前提を欠くものといえるが、本件模様瓦（引用意匠）が先行公知意匠でない場合（新規性喪失の例外規定の適用が認められる場合）を仮定して、検討されたものと思われる。

3. 東京地判令和5・7・28〔スチーム調理用蓋付きトレー〕令和4（ワ）
17015 意匠権侵害差止等請求事件、請求棄却、意匠法23条

【本件意匠（意匠登録第1616424号）】



【被告製品】



【本件公知意匠】



【概要】

(1) 経緯等

本件は、意匠に係る物品を「スチーム調理用蓋付きトレー」とする意匠登録第1616424号の意匠権を有する原告が、被告製品「スチーム調理用蓋付きトレー」の販売等が本件意匠権を侵害するとし、被告製品の販売等の差止

め、廃棄、損害賠償金等の支払を求める事案である。本件意匠と被告意匠は、全体として美感を共通にするものであるとはいえず、類似するものとは認められないとして、請求が棄却された。本判決の類否判断は、一般論及び具体的あてはめにおいて極めて明快な論理を展開し参考になるものと思われる。

（２）本件意匠と被告意匠の認定

本判決は、両意匠の認定において、以下の一般論を述べる（〈〉の番号は筆者記入）。すなわち、両意匠の認定において考慮することとして、「〈1〉基本的構成態様は、意匠を大づかみに捉えたものであること、〈2〉用途や使用方法それ自体は直ちに意匠とはいえないこと、〈3〉本件意匠において具体的な寸法は規定されていないこと、〈4〉色彩のほか、光沢や質感も需要者の美感に影響に〈を〉与えるもので意匠となるとするのが相当であるが、材質そのものは意匠とはならないと解されることなどを考慮する」と述べる。

判決の〈1〉によれば、基本的構成態様と具体的構成態様には、厳格な区別はないといえよう。

〈2〉に関し、本判決では、「本件意匠と被告意匠の類否」において、両意匠の「意匠に係る物品の類否」は明示的に認定判断されていないが、「〈2〉用途や使用方法それ自体は直ちに意匠とはいえないこと」に関係するものと思われる。なお、基本的構成態様の認定では、「トレー状の台座部と、取手部付きの蓋部とからなり」と述べており、物品の形状等を認定するために、「用途や使用方法」を踏まえた形状等の認定をしていると理解される。

〈3〉具体的な寸法は、本件の場合特定されていないので問題にならないが、寸法が特定された場合には、意匠の構成要素として考慮されるものである。

〈4〉また、「材質そのもの」について意匠としては認定しないが、本件意匠について「蓋部は銀白色で金属光沢を有して金属の質感を有し」と認定しており、「質感」として認識できる場合は、材質も考慮されるように思われる。意匠の構成要素といえるか否かの判断基準は、「需要者の美感に影響に〈を〉与えるもの」である。

（３）類否判断の基準と物品の類似

本判決は、「２ 本件意匠と被告意匠の類否（争点１）について」において、最初に、類否判断の基準を述べる。すなわち、「意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有している（意匠法２３条本文）。登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであり（同法２４条２項）、この類否の判断は、登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の需要者の視覚を通じて最も注意を引くべき部分である意匠の要部を把握

し、この部分を中心に、両意匠の構成を全体的に観察・対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である。以上を前提に、本件意匠及び被告意匠が類似するといえるか否かについて検討する。」と述べる。

この本判決が述べる類否判断の基準は、若干表現の相違があるが、最初に意匠法23条本文を引用する点を含めて、知財高判令和4・3・24〔ヘアーキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075と実質的に同一である。〔ヘアーキャッチャー2審〕は、原審の意匠に係る物品の類似についての判断を削除して修正するが、この削除修正は、「物品の類似」が意匠の類否判断の「前提要件」であることを否定するものであり注目される。本判決も、上記のように物品の類似判断をしていないが、〔ヘアーキャッチャー2審〕の類否判断手法を踏襲したものであると思われる。意匠の類否判断は、上記の類否判断の基準にしたがって「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」を判断すればよく、その前提として物品の類似は必要ないといえよう（梅澤修〔判批〕特許ニュースNo. 15921、2023. 6. 21、同「意匠の類否判断の課題」（2020年工業所有権学会報43号）165頁以下参照。なお、本判決の裁判長は、東京地判令和3・9・7〔ヘアキャッチャー原審〕令和2（ワ）14629と同じ。）。

（4）公知意匠参酌

意匠の要部認定において、「公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌」することに関し、本判決は、さらに説明し、「新規性及び創作非容易性という意匠の登録要件を充足して登録された意匠の保護範囲はその意匠の美感をもたらす意匠的形態の創作の実質的価値に相応するものとして考えなければならず、公知意匠を参酌して、登録意匠の保護範囲を検討する必要がある。」と述べる。同旨説示は、知財高判平成22・7・20〔取鍋〕平成19（ネ）10032及び知財高判平成23・3・28〔マンホール蓋用受枠〕平成22（ネ）10014があるが、その他には、公知意匠を参酌する理由について述べる裁判例はない（同旨学説として、牧野利秋「意匠法の諸問題」（2007年ジュリストNo. 1326）91頁以下参照。）。公知意匠参酌の理由を新規性及び創作非容易性の登録要件を充足していることに求めるものであるが、要部認定の具体的手法は、「公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の需要者の視覚を通じて最も注意を引くべき部分である意匠の要部を把握」することになる。

本判決では、「本件公知意匠（意匠登録第1219229号）」を参酌できるか否かが一つの争点であり、原告は「本件意匠に先行する公知意匠のうち本件意匠に似たものは陶器製の容器の意匠であって、本件意匠とは異なる」旨主張している。これに対して本判決は「本件意匠は、台座部及び蓋部本体部が銀白色で金属光沢を有し蓋部取手部が黒色であるのに対し、本件公知意匠は、蓋部

取手部の上部のほか蓋部本体部や台座部上部に円環上<状>の着色があるほかは白色であり、また、金属光沢があるとは直ちには認められない。しかし、要部の認定に当たり公知意匠が参酌される理由に照らせば、上記の違いにより、本件意匠の要部の認定に当たって本件公知意匠の形状を参酌することができなくなるとは認められない。」と述べる。これは、本件意匠と公知意匠とが、その模様や色彩（光沢）において相違していても、「公知意匠の形状」のみを参酌することができる と理解される。

なお、「公知意匠の形状」の参酌については、①「モチーフとしての形状」を参酌すること、及び、②「形状の意匠」を参酌することの2つが考えられる。「本件公知意匠の形状」がいずれを意味するかは曖昧であるが、両方の可能性もある。また、「要部の認定に当たり公知意匠が参酌される理由」とは、「公知意匠を参酌して、登録意匠の保護範囲を検討する」ためであり、「公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌」して意匠の要部を把握するためである。登録意匠は「新規性及び創作非容易性という意匠の登録要件を充足して登録された意匠」であるから、「新規性及び創作非容易性」（登録要件）の観点から公知意匠（及び公知モチーフ）を参酌することになるが、その場合、2つの参酌方法が区別される必要がある。すなわち、①本件意匠全体としての新規性及び創作非容易性を問題とする参酌方法、②本件意匠の構成要素（構成部分）について新規性及び創作非容易性を問題とする参酌方法とを区別して検討する必要がある。

（5）本件登録意匠の要部

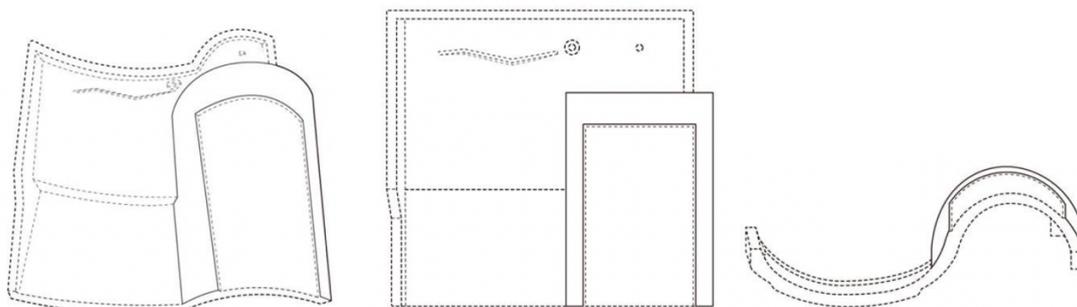
本判決は、第一に、登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、「ア 本件意匠に係る物品は、スチーム調理用蓋付きトレイであり、…需要者は、個人消費者で…その全体について、…また、トレイと蓋を分離した状態で、それぞれを上方又は斜め上方から視認する」と述べる。第二に、「イ …公知意匠を参酌して、登録意匠の保護範囲を検討する必要がある」として、「ウ 本件意匠の基本的構成態様…の形状や、台座部の周縁部の傾斜面途中の段差に…蓋部がかぶせられ、…台座部の円形支承板面部の小孔…は、本件公知意匠によって公知の形状であった。また、…一部に銀白色の金属光沢を有する食品蒸し器は本件意匠登録出願前に知られていたと認められ」と述べ。最後に、「上記アないしウによれば、本件意匠の要部は、円形ドーム状を前提とする蓋部の各部位における曲率等の具体的な形状、蓋部の頂上に取手部が存在することを前提とする、取手部の具体的な形状等の具体的な構成態様であると認められる」として、本件意匠の要部を認定する。

本判決は、「蓋部の各部位における曲率等の具体的な形状」及び「取手部の具体的な形状等の具体的な構成態様」の部分的形状等だけを要部として抽出す

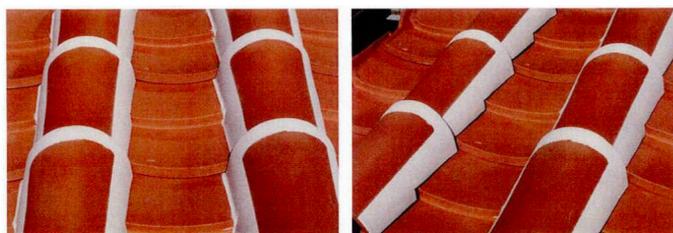
るのではなく、「円形ドーム状を前提とする」及び「蓋部の頂上に取手部が存在することを前提とする」各部形状等を要部と認定する点が重要である。この要部認定は、部分形状等をそれが包含される全体的形状等を「前提」とし、全体的形状等における位置等を含めて要部として認定したものである。したがって、この要部認定方法は、部分意匠の認定において当該部分の物品全体における「位置・大きさ・範囲」を含む認定をするのと同様の捉え方と思われる。従来から、意匠の要部は、意匠全体の中から抽出された独立部分ではなかったと思われるが、本判決は要部（部分的形状等）を意匠全体から抽出するのではなく、全体における位置等を前提とした認定を明確に述べたといえよう。意匠の部分的形状等は意匠全体との関係において存在し、その部分的美感は、意匠全体における位置等の関係性によって決定される側面があると考えられる。

4. 知財高判令和5年8月10日〔瓦Ⅱ〕令和5（行ケ）10007 審決取消請求事件、請求棄却（無効審決維持）、意匠法3条1項3号、（無効2021-880007成立）

【意匠登録第1670710号「瓦」】



【引用意匠】



【概要】

（1）経緯等

本件は、被告らが本件意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求したところ、特許庁は、「登録を無効とする」との審決をし、原告らが本件審決の取消しを求めたが、請求は棄却された事例である。争点は、新規性の有無（意匠法3条1項3号）であるが、実質的な争点は引用意匠（本件写真及び本件パンフレットに掲載された意匠）が公然知られたものと認められるか否かである。両意匠の類否判断について、裁判所は審決を引用しているが、その類否判断の内容にはいくつか重要な修正点があり注目される。

（2）秘密保持義務について

原告らの主張2（引用意匠が本件送付により意匠法3条1項1号に掲げる意匠（公然知られた意匠）に該当するに至ったものではないこと）について、判決は、一般論として、「ある意匠が他の者に知られた場合であっても、当該者が当該意匠について秘密保持義務を負うと認められるときは、当該意匠は、いまだ意匠法3条1項1号にいう「公然知られた意匠」に該当するものではな

い。もっとも、当該者が当該意匠について秘密保持義務を負うといえるためには、必ずしも秘密保持義務の発生の根拠となる契約が存在することまでは必要とされず、当該者とその相手方との関係、当該者において知るに至った事項の性質及び内容等に照らし、当該者が当該意匠について秘密にすることを社会通念上求められる状況にあり、当該者がそのことを認識することができれば、当該者は、当該意匠について秘密保持義務を負うものと解するのが相当である。」と述べる。

本件については、「Aは、Dが同月19日に開催される本件説明会において引用意匠を含む瓦（本件発明に係る瓦）を公開することを十分に知りながら、これを容認し、被告隈研吾事務所の従業員であるB及びCに対して、そのように公開を予定している引用意匠が掲載された本件パンフレット等を送付したものと認められるところ、本件送付から本件発表までの僅かな期間においてのみ引用意匠を秘密にすべきとする事情はうかがわれなから、本件発表がされた同月19日の時点においてはもちろんのこと、本件送付がされた同月16日の時点においても、被告隈研吾事務所が引用意匠について秘密にすることを社会通念上求められる状況にあったものと認めることはできない。」

また、「本件パンフレットの体裁によると、本件パンフレットは、宣伝、広告等のための一般的なパンフレットであるといえ」、加えて、諸事情を考慮すると、「被告隈研吾事務所において、引用意匠を秘密にすることが求められる状況にあると認識し得たものと認めることはできない」と述べる。

（3）意匠の新規性の喪失の例外が適用されるかについて

原告らの主張1（引用意匠について意匠法4条2項（意匠の新規性の喪失の例外）が適用されるか）について、判決は、「事実経過に照らすと、本件パンフレット等は、被告隈研吾事務所からの依頼がないにもかかわらず、Aの判断のみに基づいて被告隈研吾事務所に送付されたものであるといえるから、被告隈研吾事務所は、本件発表を行うに当たり、本件パンフレット等のような資料を必須のものとは考えていなかったものと認められる。また、本件送付は、原告小林瓦工業（A）が被告隈研吾事務所（B及びC）に対して行った本件パンフレット等を送付する行為であるのに対し、本件発表は、Dが石垣市長、石垣市民らに対して行った本件説明会における発表行為（プレゼンテーション）であり、両者は、行為の主体、客体、内容及び態様を全て異にする。そうすると、本件パンフレット等がDによる本件発表に生かされた面が多少あるとしても、本件パンフレット等の送付行為（本件送付）については、これが本件発表と実質的に同一であるとみることができると密接に関連する行為であると評価することはできないというべきである。」と述べ、「引用意匠が意匠法4条2項の適用を受けるということとはできない」と判断した。

(4) 両意匠の類否判断

本判決は、両意匠の類否判断については、審決（審決無効2021-880007）を修正して引用するが、その本件部分意匠及び引用意匠の認定において重要な修正があり、部分意匠の類否判断について参考となるものである。その修正点の主たるものは、「本件意匠」について、審決が「本件意匠において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」と述べるのに対して判決は「本件意匠（部分意匠）」と修正する点（「本件意匠における意匠登録を受けようとする部分」については修正がない。）、及び、対比対象意匠（引用意匠）については、審決が「本件模様瓦の意匠」と述べるのに対して判決は「引用意匠」と修正し、「万葉に釉薬を塗布して焼成し擬似漆喰模様を施した瓦（以下「本件模様瓦」という。）の構成のうち本件意匠に相当する部分の意匠（以下「引用意匠」という。）」と述べ、引用意匠を部分意匠として明確に認定している点である。

この修正は、「意匠登録を受けようとする部分」とは、「物品の部分の形状等」であり部分意匠であるとの認識に基づくと推認される。すなわち、対比される「相当する部分」とは、対比意匠であり引用意匠である。そもそも、意匠の類否判断において、対比されるのは「意匠」同士である。また、「意匠登録を受けようとする部分」や「対比部分」とは、物品等の部分の形状等（意匠法2条1項）である部分意匠を言い換えただけのもので、部分意匠とは異なる何かを意味しないと理解される（部分意匠の詳細な検討については、梅澤修「意匠法の問題圏(29)」DESIGNPROTECT 2022 No.135、17頁参照）。

以下、審決を引用し、本件判決による修正点をアンダーラインと<>カッコ書き等にして記載する。

「1 本件意匠

(1) 本件意匠の意匠に係る物品

本件意匠の意匠に係る物品は、意匠公報（請求人が提出した「甲第2号証」。別紙第1参照。）の記載によれば「瓦」である。

(2) 本件意匠における意匠登録を受けようとする部分

本件意匠において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分<「本件意匠（部分意匠）」と修正>は、実線で表された部分（以下「本件部分」という。）であって、本件部分の位置は、正面視において、女瓦から連続して一体的に形成された半円筒形の男瓦の両側部と上部であり、本件部分の全幅（大きさ及び範囲）は、男瓦の横幅と一致している。また、本件部分の用途及び機能は、本件意匠の<削除>男瓦の一部としての用途及び機能を有している。

(3) 本件部分<「本件意匠」と修正>の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」を「形態」とい

う。)

本件部分<「本件意匠」と修正>の形態は、以下のとおりである。

a コ字状のラインを270度回転して下方開口とした縦長の模様である。

b コ字状のラインの内側線が、ラインの外側線と略平行に形成されている。

また、左右と上側ラインの幅は、コ字状の全幅の約6分の1である。

c 男瓦表面の他の部分から僅かに段差状に隆起しており、その段差の幅（隆起の厚み）は一様である。

2 無効理由1<「(意匠法3条1項3号(新規性)違反)」追加>について

(1) 本件模様瓦の意匠について<「万葉に釉薬を塗布して焼成し擬似漆喰模様を施した瓦(甲4、5。別紙第2及び第3参照。以下「本件模様瓦」という。)の構成のうち本件意匠に相当する部分の意匠(以下「引用意匠」という。)について」と修正>

...

(2) 本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>が意匠登録出願前に公然知られた意匠であるかについて

...

(3) 本件意匠が本件模様瓦の意匠<「引用意匠」に修正>に類似するものであるかについて

ア 本件模様瓦の意匠<「引用意匠」に修正>に係る物品

本件模様瓦の意匠<「引用意匠」に修正>に係る物品は、本件パンフレットの記載によれば「瓦」である。

イ 本件模様瓦の意匠における本件部分に相当する部分<「引用意匠」と修正>

本件模様瓦の意匠において、本件部分に相当する部分<「引用意匠」と修正>は、正面視において、女瓦から連続して一体的に形成された半円筒形の男瓦の両側部と上部に位置している部分(以下「模様瓦部分」という。)であり、模様瓦部分の全幅(大きさ及び範囲)は、男瓦の横幅と一致している。また、模様瓦部分の用途及び機能<判決削除>は、本件模様瓦の意匠の<削除>男瓦の一部としての用途及び機能を有している。

ウ 模様瓦部分<「引用意匠」と修正>の形態

模様瓦部分<「引用意匠」と修正>の形態は、以下のとおりである。

...

エ 本件意匠と本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>の対比

...

オ 本件意匠と本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>の類否判断

(ア) 意匠に係る物品の類否判断

本件意匠と本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>(以下「両意匠」という。)の意匠に係る物品は、同一である。

(イ) 両部分の位置、大きさ及び範囲並びに用途及び機能の評価

…

(ウ) 両部分の形態の共通点及び相違点の評価

a 両部分の形態の共通点の評価

共通点1及び共通点2の形態、すなわち、コ字状のラインを270度回転して下方開口とした縦長の模様を形成し、コ字状のラインの内側線を男瓦の外側線と略平行にして、左右と上側ラインの幅をコ字状の全幅の約6分の1にした形態は、需要者の視覚を通じて共通の美感を起こさせるものであるから、両部分の類否判断に及ぼす影響は大きい。

b 両部分の形態の相違点の評価

これに対して、両部分の意匠の形態の相違点については、以下のとおり評価される。

相違点1、すなわち、本件部分ではコ字状のラインの模様の部分が男瓦表面の他の部分から僅かに段差状に一樣に隆起しているのに対して、本件模様瓦の意匠<「模様瓦部分」と修正>ではコ字状のラインの模様の部分が男瓦表面の他の部分と面一であるという相違は、本件部分に見られる隆起(厚み)が僅かなものではあるものの、段差の幅は一樣であって、男瓦の表面という目立つ部位に形成されていることから、需要者に一定の視覚的印象を与えているといえる。したがって、相違点1が両部分の類否判断に及ぼす影響は一定程度認められる。

他方、瓦が褐色であることは普通であり、瓦の一部に白色を施すことも(漆喰を用いた)沖縄瓦に見られるようにありふれているので、色彩の有無の相違(相違点2)は、需要者の注意を惹く<「ひく」と修正>とはいい難い。したがって、相違点2が両部分の類否判断に及ぼす影響は小さい。

(エ) 総合判断

以上のとおり、本件意匠と本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>は、意匠に係る物品が同一であり、両部分の位置、大きさ及び範囲並びに用途及び機能の共通点が両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼしている。そして、両部分の形態についても、相違点1が両部分の類否判断に及ぼす影響は一定程度認められるものの、相違点2が両部分の類否判断に及ぼす影響は小さく、これらの相違点に対して、共通点1は需要者の視覚を通じて共通の美感を起こさせ、両部分の類否判断に大きな影響を及ぼしている。したがって、本件意匠は、本件模様瓦の意匠<「引用意匠」と修正>に類似する。

(4) 小活

本件意匠は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠である本件模様瓦の意匠＜「引用意匠」と修正＞（本件写真及び本件パンフレットに掲載された意匠）に類似するから、意匠法第3条第1項第3号に掲げる意匠に該当し、同項柱書の規定により意匠登録を受けることができないものであって、本件意匠の意匠登録は、同法第48条第1項第1号の規定により無効とすべきである。

したがって、請求人が主張する無効理由1については、理由がある。」

5. 知財高判令和5年9月6日〔一組の自動車用フロアマットI〕令和4（行ケ）10132 審決取消請求事件、請求認容（審決取消）、意匠法3条1項3号、（審判無効2021-880012不成立）

【登録第1652307号「一組の自動車用フロアマット」】

「運転席用」

「センター用」



「助手席用」



「二列目用」



【概要】

（1）経緯等

本件は、意匠登録無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。争点は、意匠法3条1項3号該当性であるが、具体的には、①先行意匠1（引用意匠）の認定と②先行意匠1と本件意匠との類否が争点となった。

（2）先行意匠1の認定

原告は、先行意匠1として、販売されているハイエース標準ボディ用製品の意匠（甲1の1～4の写真及び図面）を主張して無効審判を請求した。しかし、審決は、甲1の1～4の証拠に表された意匠は、本件出願前に公然知られた意匠であったとはいえないとし、また、それぞれ同一の製品とも認められないとして、仮に、甲1の1（本件カタログ）のみに基づき先行意匠1を認定する（審決認定の先行意匠1を「先行意匠1'」という。）。

これに対して、判決は、証拠記載のそれぞれの形状等が「酷似」し「矛盾のないもの」であり、品番等が符合していることから、同一の製品であると認める。そして、「ユーアイが販売していた先行製品の形状等は、甲1の1～4に表されている」とし、これらの証拠から「先行製品の意匠すなわち先行意匠1を認定する」ことができ、「したがって、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定できないとした点には誤りがある」と述べる。

なお、原告が本件訴訟で提出した甲4及び5（第三者によるインターネット上の情報）は、「いずれも、先行製品が本件出願日前に販売された事実を裏付ける証拠であって、同事実は審判により審理判断されている事実にはほかならないから、原告が甲4及び5を提出して同事実を立証し、これらに基づき本件審決の誤りを主張することは許される」とされた。

（3）本件意匠と先行意匠1との類否判断

本件意匠と先行意匠1'の類否について、審決は、両意匠の共通点は基本的な構成態様を概括したものやごく普通のものであり、類否判断に与える影響は小さいとし、一方、両意匠の相違点、特に、先行意匠1'は「全体の縦横及び奥行きの高さ比が…不明である点」、両意匠の「センター用マットの下辺の具体的態様」の相違、先行意匠1'の「右辺及び左辺の形状等がほぼ不明で、本件登録意匠と全体の形状が対比できない点」が、両意匠の類否判断に与える影響は大きいと評価し、本件意匠と先行意匠1'は類似しないと判断した。審決が認定した先行意匠1'は、カタログから認定されているため具体的形状比率や背面等に「不明」とされる相違点があり、その相違点が重視されている。

これに対して、判決は、両意匠が基本的構成態様は一致し、具体的構成態様をみても各部が共通しているとし、他方、「具体的態様をより仔細に対比すると」相違が認められるが、しかし、「意匠の類否判断は、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づいてされるべきであって、細部の形状などの具体的態様のみを重視することはできない」との基準を述べ、そして、相違点は「細部の部分的相違にとどまる上」、「本件登録意匠と先行意匠1との縦横奥行きの高さ比の相違」等は、「自動車フロアマットとして装着した後には、特段美感への影響を与えるものとは認められない」として、両意匠は「需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、本件登録意匠は、先行意匠1に類似するものと認められ、意匠法3条1項3号に該当する」と判断する。

（4）組物の意匠の類否判断

本件意匠は、「一組の自動車用フロアマット」であり「運転席用」「センター用」「助手席用」「二列目用」の4つで構成されているものである。この

ような組物の意匠は、組物全体として起こさせる美感について類似するか否かが、その類否判断の基準となる。したがって、各構成物品における相違点は組物意匠全体の類否判断においてはあまり大きく評価されない。構成物品のそれぞれの美感の類否にとらわれず、組物意匠全体として美感が類似するか否かを判断する必要がある。

審決は、本件意匠と先行意匠1'の類否について、「全体の縦横及び奥行き
の長さ比が明らかであるのに対し、先行意匠1が不明である点」、「センター
用マットの下辺の具体的態様」、「右辺及び左辺の形状等がほぼ不明で、本件
登録意匠と全体の形状が対比できない点」が、両意匠の類否判断に与える影響
は大きいと評価し、本件意匠と先行意匠1'は類似しないと判断した。しか
し、組物の意匠であることを考慮し、また、本判決の類否判断で自動車に「装
着した後」の美感を評価したのと同様に、使用状態における美感を重視すれ
ば、これらの相違点も部分的な相違といえる。したがって、審決のように引用
意匠を先行意匠1'として認定したとしても、本件意匠と先行意匠1'とは類
似と判断することが可能だったのではないか。

また、「意匠の類否判断は、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加え
て、総合的な観察に基づいてされるべきであって、細部の形状などの具体的態
様のみを重視することはできない」と述べている点も適切な判断手法と思われ
る。

(5) 組物の意匠における意匠に係る物品

本件意匠は、意匠に係る物品を「一組の自動車用フロアマット」とし、意匠
に係る物品の説明において、「本物品は、運転席用、助手席用、運転席と助手
席の間のセンター用、二列目用を一組として構成される自動車用フロアマット
である。」と記載する。なお、組物(意8条)は「2以上の物品」で構成され
たものである。したがって、願書の意匠に係る物品の欄に記載する「一組の自
動車用フロアマット」は、意匠法施行規則別表に掲げる「組物」であって(意
匠法施行規則様式2備考9)、厳密に言えば「物品」ではない。また、組物の
意匠の類否判断において対比対象意匠(引用意匠)をどのように認定するかが
問題となる。

本件意匠の対比対象となる先行意匠1について、審決は「自動車用フロアマ
ット(運転席用フロアマット、助手席用フロアマット、運転席と助手席の間の
センター用フロアマット及び二列目用フロアマットとを有するもの。以下「先
行製品」という。)の意匠」と認定している。そして、両意匠の類否判断にお
ける「物品について」、「本件登録意匠は「一組の自動車用フロアマット」で
あって、先行意匠1は「3D MAT」であって、表記は相違するが、共に自
動車内で用いられる前方座席用のフロアマットと後方座席用のフロアマットか

ら成る一組のフロアマットであるから本件登録意匠と先行意匠1の意匠に係る物品は、実質的に同一である」と述べる。本件判決も、「本件登録意匠の意匠に係る物品は、運転席用、助手席用、運転席と助手席の間のセンター用、二列目用を一組として構成される「一組の自動車用フロアマット」であり、先行意匠1に係る物品は、運転席用、助手席用及び運転席と助手席の間のセンター用並びに二列目用の「自動車用フロアマット」であるから、両意匠の意匠に係る物品は、実質的に同一である」と述べる。

しかし、上記のように、「組物」は「物品」ではないから、意匠に係る物品が同一又は類似するということとはできない。ここで対比して検討すべき内容は、組物意匠の用途及び機能に係る内容である。したがって、共に自動車内で用いられる前方座席用のフロアマットと後方座席用のフロアマットから成る一組のフロアマットであるから、「両意匠の用途及び機能は実質的に同一である」との認定が妥当と思われる。

令和元年意匠法改正において、物品に加えて画像、建築物の各意匠が保護対象となった。これらを加えた「物品等」の類否判断については、「意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない」と規定され、「意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること」が類似の要件とされている（『意匠審査基準』Ⅲ部2章1節2頁）。したがって、「物品」とはいえない「組物」

（「内装」も同様）についても、「組物の用途及び機能」について類否を判断することになる。また、「意匠に係る物品の類似」に対応させれば、「組物の類似」や「画像の類似」を判断することになる。

しかし、上記、3. 東京地判令和5・7・28〔スチーム調理用蓋付きトレイ〕事件の【概要】において述べたように、意匠の類否判断は、「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」の判断であり、その類否判断において「物品等の用途及び機能」が考慮要素として参酌されるならば、類否判断の前提要件として「物品等の類似」のみを判断する必要ないと思われる。

5. 知財高判令和5年9月6日〔一組の自動車用フロアマットⅡ〕令和4（行ケ）10133 審決取消請求事件、請求認容（審決取消）、意匠法3条1項3号、（審判無効2021-880013不成立）

【登録第1652308号「一組の自動車用フロアマット」】

「運転席用」

「センター用」



「助手席用」



「二列目用」



【概要】

（1）経緯等

本件は、上記同日判決〔一組の自動車用フロアマットⅠ〕令和4（行ケ）10132と同様の意匠登録無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。争点は、意匠法3条1項3号該当性であるが、具体的には、①先行意匠1（引用意匠）の認定と②先行意匠1と本件意匠との類否判断が争点となった。

（2）先行意匠1の認定

原告は、先行意匠1として、販売されているハイエースワイドボディ用製品の意匠（甲1の1～4の写真及び図面）を主張して無効審判を請求した。しかし、審決は、甲1の1～4の証拠に表された意匠は、本件出願前に公然知られた意匠であったとはいえないとし、また、それぞれ同一の製品とも認められないとして、仮に、甲1の4（検品時写真）のみに基づき先行意匠1を認定す

る。

これに対して、判決は、証拠記載のそれぞれの形状等が「酷似」し「矛盾のないもの」であり、品番等が符合していることから、同一の製品であると認める。そして、「ユーアイが販売していた先行製品の形状等は、甲1の1～4に表されている」とし、これらの証拠から「先行製品の意匠すなわち先行意匠1を認定する」ことができ、「したがって、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定できないとした点には誤りがある」と述べる。

(3) 本件意匠と先行意匠1との類否判断、及び(4) 組物の意匠

これらについては、上記同日判決知財高判令和5年9月6日〔一組の自動車用フロアマットI〕と同旨であり、上記【概要】を参照されたい。しかし、意匠に係る物品の認定については、〔一組の自動車用フロアマットI〕と相違する点がある。

(4) 組物の意匠における意匠に係る物品

本判決は、本件意匠及び先行意匠1の「意匠に係る物品」について「運転席用、助手席用、運転席と助手席との間のセンター用、二列目用を一組として構成される自動車用フロアマット」と認定し、「両意匠の意匠に係る物品は、実質的に同一である」と述べる。

意匠公報では、意匠に係る物品は「一組の自動車用フロアマット」である。上記同日判決〔一組の自動車用フロアマットI〕では、本件意匠の意匠に係る物品は「一組の自動車用フロアマット」とし、他方、両意匠の類否判断では、「運転席用、助手席用、運転席と助手席の間のセンター用、二列目用を一組として構成される「一組の自動車用フロアマット」」と認定している。「意匠に係る物品」の認定と「組物」の認定を整合させる難しさが現れているようである。

7. 知財高判令和5月12月14日〔Handheld intraoral scanner〕令和5（行ケ）10072 審決取消請求事件、請求棄却、意匠法46条2項

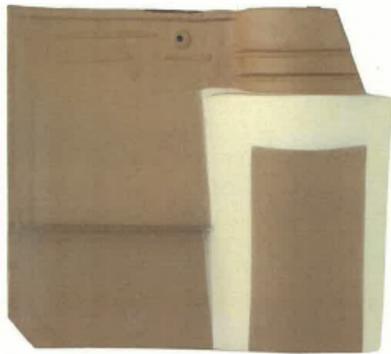
【概要】

本件は、意願2020-502459に係る拒絶査定不服 審判請求を不適法であるとして意匠法52条において準用する特許法135条の規定により却下した審決の取消訴訟である。争点は、意匠法46条2項の「その責めに帰することができない理由」の有無であり、原告が本件審判請求期間内に本件審判請求をしなかったことについて、「その責めに帰することができない理由」によるものと認めることはできないとして、原告の請求が棄却された事例である。

8. 知財高判令和5年12月21日判決〔瓦Ⅲ〕令和5（行ケ）10066 審決取消請求事件、請求認容（審決取消登録無効）、意匠法3条1項3号

【本件登録意匠】

正面図 ← 【平面図】

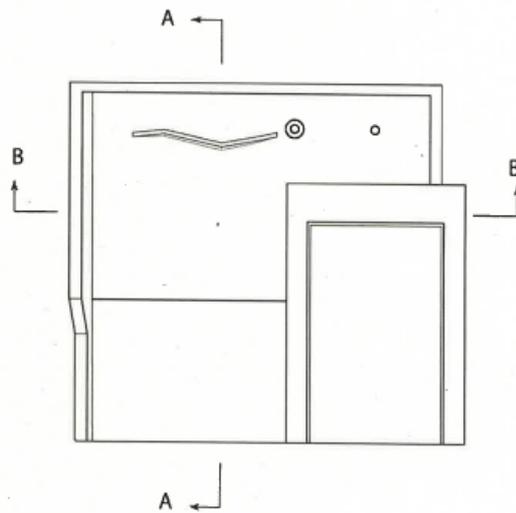


背面図 ← 【底面図】

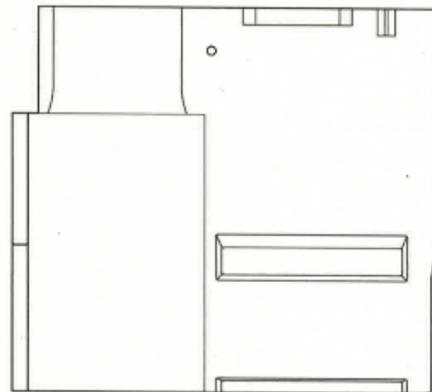


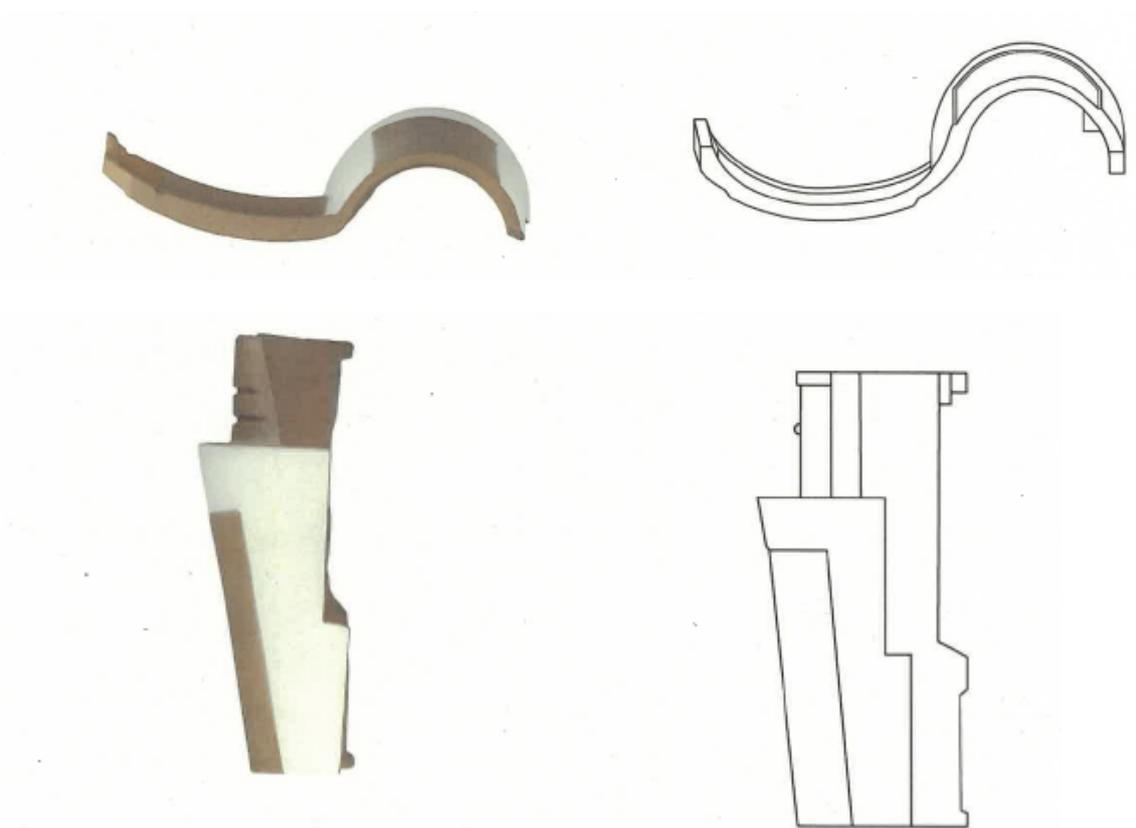
【引用意匠】

正面図

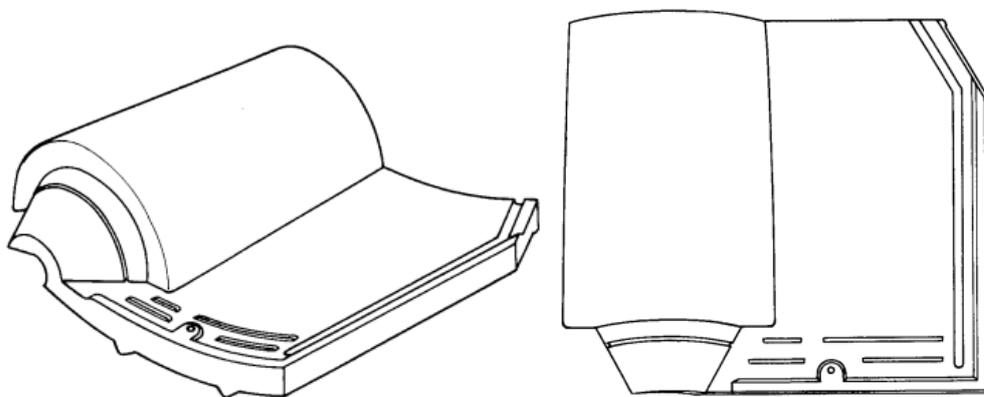


背面図





【公知意匠（意匠登録第549771号（甲7の10））】



【概要】

（1）経緯等

本件は、原告が、本件登録意匠について、その出願前に意匠公報に掲載された引用意匠に類似するため、意匠法3条1項3号により意匠登録を受けることができないものであるとして、本件無効審判を請求したが、特許庁は、「請求は、成り立たない」旨の審決をしたので、その審決の取消しを求めたものである。裁判所は、本件意匠は引用意匠に類似するとし、審決を取り消した。

引用意匠は登録意匠（意匠登録第1663938号）であるが、この登録については無効審判請求があり（無効2021-880006）、特許庁は請求不成立審決をしたが、上記2. 知財高判令和5年6月12日〔瓦I〕事件において、その審決が取消されたものである。本件登録意匠（意匠登録第1697530号）は、「コの字模様」が白色に着色されているが地色（褐色）部と段差のない平坦面であることから、〔瓦I〕事件の引用意匠（カタログ）と近似する意匠である。

（2）審決の類否判断

審決は、需要者を「屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主」とし、「全方向から見た瓦の各部の形状等を評価すべきである」との観点から判断し、「左側面から見た女瓦の左端部の壁の位置の相違や、右側面から見た、男瓦の外形線の右方に表れる女瓦の背面の程度の相違は、全方向から瓦を観察する需要者が一見して気が付く相違であり、相違点2及び相違点3が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きい」等として、両意匠は類似しないと判断した。審決は、共通点の評価には公知意匠を参酌しているが、相違点の評価にはあまり公知意匠を参酌していない。審判請求人（原告）が提出した公知意匠（「コの字模様」以外は本件登録意匠と共通する意匠登録第549771号（甲7の10）についても参酌していない。

しかし、裁判所は、相違点についても公知意匠を参酌し、「公知意匠のバリエーションの範囲内」のものは類否判断に及ぼす影響は限定的との解釈を示している。色彩の有無についても、「沖縄赤瓦風の疑似漆喰模様が周知となっていることを踏まえると、その相違は類否判断に実質的な影響を及ぼすものとはいえない」と述べる。また、需要者について、裁判所は、「瓦屋根の建築物を注文し、その所有者等となる施主が中心的な需要者であり、そうした需要者の求める美観が施工後の外観に係るものである」とし、「瓦を葺いた施工後の状態から看取できない構成態様が意匠の類否判断に及ぼす影響は相対的に小さいものにとどまる」と判断している。

（3）意匠の認定方法

本判決は、審決の認定方法について、「図面同士の比較という限りで誤りは無いものの、角度や見え方の違いを踏まえた立体形状の認識における的確でない又は分かりにくい部分もある」と述べる。意匠の認定は、的確な「立体形状の認識」をする必要があると思われる。例えば、本判決は、「立体形状を認識し易い斜視図を比較して…男瓦の盛り上がり具合等に有意の違いが生じているようには見えない」と述べる。また、「本件審決は、本件登録意匠と引用意匠の各対応図面ごとに相違点を認定しているため、立体形状として認識・把握すれば同じ特徴を、各方向視ごとに別々に表現するような形式になっており分かりにくい」とし、「男瓦の形状及び本件コの字模様の細部の形態に係る相違点

を整理・再構成」している。そして、審決認定の相違点の一部については、「本件登録意匠と引用意匠のそれぞれの図面における角度の違いや作図方法の違いによる見え方の違いにすぎないものであり、実質的な相違点ということとはできない」と述べる。

(4) 公知意匠の参酌

本判決は、「原告主張の取消事由の判断に先立って、本件登録意匠と引用意匠に先行する関係公知意匠を概観し、それら公知意匠に対する両意匠の位置づけを明らかにしておく」とし、広い意味での公知意匠参酌を行う。

その中で、瓦の歴史を概観し、「本葺一体瓦の代表的なものとして、瓦寅工業株式会社を意匠権者とする登録意匠（意匠登録第549771号）があり、「飛鳥野瓦」との商品名で製造販売され、広く知られるに至っていた」と述べる。そして、本件登録意匠は、「本件コの字模様以外の構成態様において、段付き飛鳥野瓦の意匠をほぼ踏襲したもの」とであると認定される。また、「本件登録意匠と引用意匠に共通する本件コの字模様のように開口を下方とした意匠は示されていない」と判断する。なお、「原告が平成29年2月16日に建築設計事務所にデータ送信したパンフレットには、原告が製造した本件コの字模様と同様の疑似漆喰模様を施した本葺一体瓦の写真が掲載されていたと認められるが、同日以前に、本件コの字模様が公然知られた瓦の意匠であったことを裏付ける証拠はなく、その後も、原告又は被告が製造する瓦を除き、本件コの字模様が瓦に用いられていることを裏付ける証拠はない」と述べる。

以上のとおり、広い意味での公知意匠参酌の結果、本件登録意匠の「本件コの字状模様」以外の形状等は、以前から広く知られていたが、「本件コの字状模様」は、①「原告パンフレット」意匠、②本件引用意匠、③本件登録意匠以外には見られないものである。

(5) 要部認定

本判決は、「ア まず、本件登録意匠も引用意匠も、基本的な部分では周知の本葺一体瓦を踏襲する意匠である」としつつ、「本葺一体瓦の葺き上がりの外観は…半円筒形の丸瓦（男瓦）の連なりが…整然と延びる姿がひと際目を引き…そのような男瓦の連なりに係る形状及び模様が、看者の注意を強く引く部分」であると述べる。そして、「イ 本件登録意匠は、上記アに加え、…褐色の地色に本件コの字模様を白色で表している点に特徴があるところ、…本件登録意匠の本件コの字模様は、看者の美感に強く訴求するもの」と述べる。また、「ウ 引用意匠については、色彩は表されていないものの、…先行する意匠として、沖縄赤瓦風の疑似漆喰模様が広く知られていたことを踏まえると、引用意匠の主たる実施態様として、褐色の地色と白色の本件コの字模様の組合せが想定されていたことは明らかである。そうすると、本件登録意匠に関して

上記イで述べたところは、引用意匠にも妥当する」と述べる。

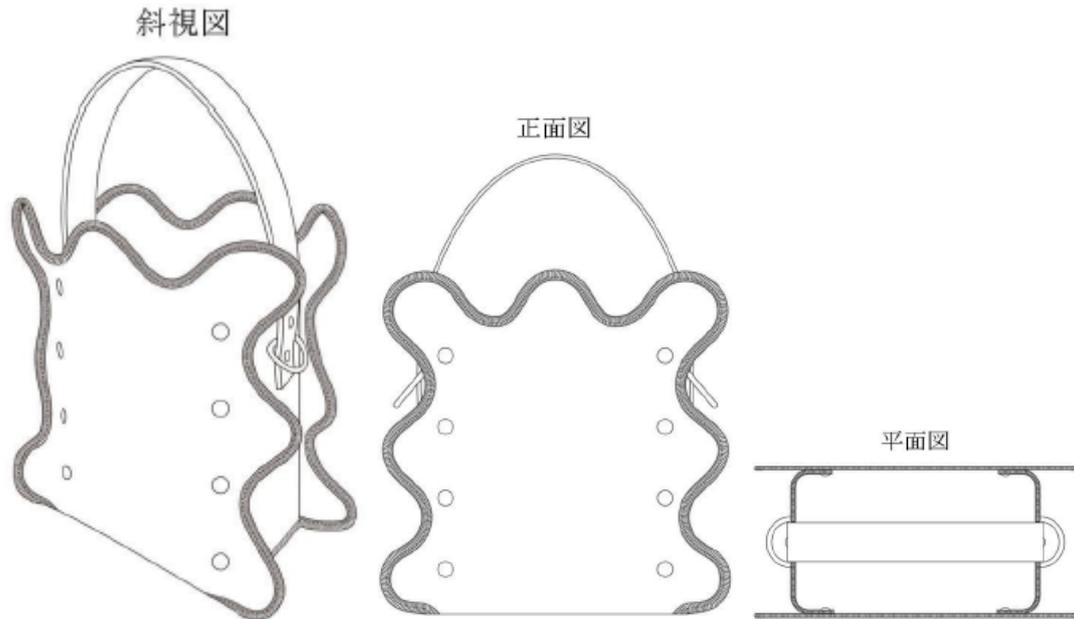
以上は、瓦の施工状態を中心にした需要者の観点からの評価といえる。そして、「エ 以上の点に加え、本件登録意匠は、本件コ₁の字模様以外の構成態様において、周知の段付き飛鳥野瓦の意匠をほぼ踏襲したものであるのに対し、本件登録意匠及び引用意匠が共通して有する…本件コ₁の字模様は、公知意匠には見られない引用意匠の新規な創作部分であることも、要部認定において大きな意味を持つ重要なポイントとなる」とし、公知意匠を参酌した評価を述べる。本件登録意匠だけでなく引用意匠についても要部を認定している点が注目されるが、両意匠について美感の類否を判断するためには、それぞれの美感を把握するために要部認定が必要と思われる。

そして、「オ 以上に述べたところを総合すれば、本件登録意匠と引用意匠において、看者の注意を最も強く引く形態（要部）は、両者に共通する下方開口の本件コ₁の字模様であり、その共通性こそ、類否判断に最も強い影響を及ぼすものというべきである。本件審決は、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は一定程度認められるとしつつ、共通点全体としての評価において類否判断に及ぼす影響は小さいと判断する。しかし、この判断は、本葺一体瓦及びこれを前提とする疑似漆喰模様の瓦において看者の注意を引く部分の確定、先行の周知・公知意匠との関係での本件コ₁の字模様及びそれ以外の構成態様の評価、公知の上方開口のコ₁の字模様と本件の共通点4に係る下方開口の本件コ₁の字模様の違い等について、検討が不十分なまま示されたものといわざるを得ない」と述べる。

なお、厳密にいうと、引用意匠（登録意匠）は、上記「原告パンフレット」意匠と類似するので、引用意匠の本件コ₁の字状模様は新規な創作部分ではなく、「原告パンフレット」意匠の本件コ₁の字状模様が新規な創作部分といえるものである。しかし、「原告パンフレット」意匠は原告の創作した意匠であり、また、引用意匠出願前には「原告パンフレット」しか存在しないことからありふれた態様でないことは明らかである。また、本件コ₁の字状模様以外の基本的構成態様及び具体的構成態様は明らかにありふれた態様である。以上の事情を総合考慮すれば、本件コ₁の字状模様を引用意匠（及び本件登録意匠）の要部と認定できるといえよう。したがって、当該部分形状等について先行する公知意匠が存在しても、その公知意匠の数や公開態様等によって、当該部分形状等の公知性・周知性の程度が低い場合には、当該部分形状等が新規な創作部分と認定され、意匠の要部になる可能性があるといえよう。また、その他の部分形状がありふれた態様である場合には、当該部分形状等が、相対的に新規な創作部分であり、需要者の注意を引く要部となる可能性がある。

9. 知財高判令和5年12月25日〔バッグ〕令和5（行ケ）10071審決取消請求事件、請求棄却（拒絶審決維持）、意匠法3条1項3号、意匠法4条2項、3項

【本願意匠】



【引用意匠】



【意匠法4条2項の証明書記載意匠】



【概要】

(1) 経緯等

本件は、意匠登録出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。原告は、本件出願につき意匠法4条3項（改正前）に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書を提出したが、拒

絶査定を受け、拒絶査定不服審判請求をしたが、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決がされものである。

引用意匠は、ウェブサイトに表示されたバッグの意匠であり、意匠法4条2項の証明書記載意匠の公開日以後に公知となったものである。

(2) 審決の類否判断

ア 本願意匠と引用意匠との類否判断

審決は、相違点として、「(相違点 a) 把持部の取り付け態様について、本願意匠は縦方向に二つのスタツズで留めつけ、その間にDカン金具を配しているのに対し、引用意匠は、上側のスタツズに相当する箇所は観察できず、下側のスタツズとその上側の環状金具が看取できるにとどまる点で相違する。(相違点 b) スタツズ部について、本願意匠は、正背面に小円形のスタツズを正背面の左右縁寄りに、縦1列に、四つずつ設けているのに対し、引用意匠の背面側のスタツズの配置態様は不明である点で相違する。(相違点 c) 引用意匠は、バッグ本体は、アイボリーの、把持部は茶色の、スタツズ及び金具は金属色(銀色)の色彩が施されているのに対し、本願意匠は色彩が施されていない点で相違する」と述べるが、しかし、「相違点(a)～相違点(c)は総じて本願意匠と引用意匠の類否判断を左右するほどの影響を与えるには至らず、相違点の印象は、共通点の印象を覆すには至らないものであるから、本願意匠と引用意匠は類似する」と結論している。

イ 証明書記載意匠と引用意匠との同一性判断

証明書記載意匠と引用意匠とは、「両意匠は、把持部の環状金具の有無、正面側のスタツズの個数及び配置態様並びに把持部及び本体部の色彩が相違する。したがって両意匠は相違点を有するものであって、同一の意匠とは認められず、先の証明書記載意匠の公開に基づいて行われたものということもできない。…引用意匠は、意匠法4条2項に規定する新規性喪失の例外規定の適用の対象とはならず、…本願意匠は意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当するものである」と判断した。

(3) 原告の主張

原告は、証明書記載意匠と引用意匠との意匠の同一性について、「両意匠に形態上の相違があっても、両意匠が実質同一と認められれば、両意匠は同一の意匠というべき」とし、「両意匠の共通点である上記収納部の正面上辺及び左右辺の三辺の形状は、この種物品「バッグ」において、市場には見られない斬新かつ特徴的なデザインであり、需要者に対し「波」(ウェーブ)、「うねうね」など曲線に係る印象を強烈に与えていることから、「証明書記載意匠と引用意匠は同一の意匠であるから、引用意匠の公開行為は先の証明書記載意匠の公開行為に基づいて行われたものといえ…、引用意匠は、意匠法4条2項に

規定する新規性喪失の例外規定の対象」と主張する。

(4) 裁判所の判断

ア 引用意匠について意匠法4条2項の新規性喪失の例外の適用の可否

「証明書記載意匠と引用意匠とは、…少なくとも正面視において、正面側のスタツズの個数及び配置態様の点で相違点を有し、かかる相違点は、物品の性質や機能に照らして実質的にみて同一であると十分理解できる範囲内のものであると認められる場合とはいえないから、同一の意匠とはいえない」と述べ、原告の請求を棄却した。

イ 意匠法4条2項における同一性の判断基準

本判決は、意匠法4条2項における同一性の判断基準として、「意匠法4条3項は、同法3条1項の例外として、同法4条2項の新規性喪失の例外の適用を受けるための特別の要件として規定されているものであって、原則として意匠登録出願前に意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開される意匠ごとに同意匠に係る証明書を提出すべきであり、それゆえ、証明書に記載される意匠と引用意匠は同一でなければならないと解される。もっとも、証明書に記載される意匠と引用意匠との間に僅少な相違があるにすぎない場合にも同一性を欠くとするのは相当ではなく、また、意匠登録出願者の手続的負担も考慮すると、証明書に記載された意匠と引用意匠の相違点が、物品の性質や機能に照らして実質的にみて同一であると十分理解できる範囲内のものであると認められる場合には、証明書に記載された意匠と引用意匠はなお同一であると認められると判断するのが相当である」と述べる。

また、その具体的な適用と判断内容を見ると、「両意匠の相違点であるスタツズの態様」は、肉眼で看取可能で、装飾的な構成要素で、スタツズ自体の配置構成が異なる上、正面視の左右辺の山部との関係性からも、それぞれ異なる美観を有する。したがって、両意匠の相違点である正面側のスタツズの個数及び配置態様の点は、物品の形状等による美観に影響を及ぼす相違点といえることから、証明書に記載された意匠と引用意匠の相違点が物品の性質や機能に照らして実質的にみて同一であると十分理解できる範囲内のものであると認められる場合とはいえない」と述べる。したがって、意匠全体の同一性の判断基準は「美感の同一」であり、各部の構成態様の同一性の判断基準も「美感の同一」である。本判決における、この基準の適用範囲は、東京高判平成8・2・28〔端子盤〕平成7(行ケ)159(知財集28巻1号251頁)と比較すると、かなり厳しい同一性を要求するものと思われる。しかし、令和5年意匠法改正(意4条3項)によって、同一のみならず類似する自己の公開意匠であっても、最初の公開行為を証明すればよくなったことで、意匠の同一性判断について厳密に考える意義はないかもしれないが、出願意匠の要旨変更の判断や関連意匠制度にお

ける同一意匠の判断等、意匠の同一性を判断する場面はまだあり、参考となる事例である。

なお、証明書記載意匠と引用意匠は「正面側」部分しか開示されていないものであり、両意匠の相違点は「正面側」のスタツズの個数及び配置態様について認定・判断されている。これに対して、本件登録意匠はバッグ全体の意匠である。裁判の争点にはなっていないが、背面や平面の形状等が不明な引用意匠は、「正面部分の部分意匠」といえるものである。審決は不明な点を微差と捉え、意匠全体として類似と判断しているが、引用意匠を部分意匠と捉えると、部分の範囲はかなり小さなもので、両意匠が類似しない可能性もあるように思われる。